

一般社団法人ふくやま社中 定款 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ふくやま社中と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。 (目的)

- 第3条 当法人は、テクノロジーを社会実装することにより、個人を自由にし、 フェアな社会を創造する。そして都市と地方の情報格差を解消し、地域 に住まう人々の意欲と能力を解放することで、自律的に発展する街をつ くることを目的とし、次の事業を行うものとする。
 - 1. 企業、特定非営利活動法人、その他団体を対象としたコンサルティン グ業務
 - 2. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務並びに代理業
 - 3. ITシステムの構築、運用の受託及びコンサルティング
 - 4. IT・AIを活用した業務改善に関するコンサルティング
 - 5. 情報発信サイトの企画及び運営
 - 6. 創業支援並びに起業、企業経営及び運営に関するコンサルティング
 - 7. ベンチャー企業等のインキュベーション事業
 - 8. 人材育成のための教育事業、研修及びそれらのコンサルティング
 - 9. イベント、セミナー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣
 - 10. フューチャーセンターの導入・企画及び運営並びに教育事業
 - 11. 貸会議室の賃貸及び運営管理
 - 12. コワーキングスペース・シェアハウス等の企画及び運営
 - 13. SOHO支援事業
 - 14. 飲食店の企画及び経営
 - 15. 漁業体験・農業体験・マリンスポーツ等のアクティビティを不特定多数の人への実施及び紹介、仲介、斡旋等の業務
 - 16. 観光施設の紹介、斡旋等の業務
 - 17. 電力、ガスの販売
 - 18. 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
 - 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認 を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義 務を負う。
 - 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当 法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年2月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
 - 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。(決議の方法)
- 第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の 議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の 過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

- 第16条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 2名以上10名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

- 第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、 必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
 - 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前 任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行 する。
 - 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける 財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年 1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第24条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。